

離婚の前に知っておきたいこと

離婚の種類と手続

離婚には、主に**協議離婚**、**調停離婚**、**裁判離婚**の3つの種類があります。それぞれの特徴と手続の流れを理解し、ご自身の状況に合った方法を選択することが大切です。

協議離婚： 夫婦間の話し合いで合意に至る方法です。最もスムーズですが、後々のトラブルを防ぐためには**離婚協議書の作成**が不可欠です。約束したお金を払ってもらえない場合に備えるには**公正証書**にすることが必要です。

調停離婚： 夫婦間の話し合いが進まない場合に、家庭裁判所の調停委員を交えた話し合いを行う方法です。成立した調停での約束が守られなければ裁判所へ履行勧告を求めることもできます。

裁判離婚： 調停でも解決しない場合に、訴訟（離婚裁判）を提起し、裁判官に判断（判決）してもらう方法です。裁判上で和解することも可能です（和解離婚）。

決めるべき重要事項

離婚に際しては、以下の重要な事項を決める必要があります。これらを曖昧にしたまま離婚してしまうと、後々大きなトラブルに発展する可能性があります。

親権・養育費： 未成年の子どもがいる場合、どちらが親権者となるか、そして養育費をいくら支払うかを決めます。子どもの利益を最優先に考えることが重要です。

なお、離婚に至るまでは別居中でも婚姻費用（生活費）の問題が生じます。婚姻費用や養育費には裁判所が公表している相場（算定表）があります。

財産分与： 婚姻期間中に夫婦で協力して形成した財産を、どのように分けるか決めます。不動産、預貯金、保険、自動車などのほか、退職金なども対象となることがあります。また、負債も考慮される場合があります。

慰謝料： 相手方の不貞行為やDVなど、有責行為によって精神的な苦痛を受けた場合に請求できます。

面会交流： 離れて暮らす親と子どもが定期的に会うためのルールを決めます。子どもの権利でもあり、子の福祉（健全育成）の観点から、夫婦の問題とは分けて考える必要があります。

弁護士に相談するメリット

「弁護士に相談するのは敷居が高い…」と感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、弁護士にご相談いただくことで、**精神的な負担が軽減され、より有利な条件で離婚を進められる可能性が高まります。**

専門知識に基づく的確なアドバイス

法的な視点から、あなたにとって最善の選択肢を提示します。

交渉・調停の代理

相手方との直接交渉のストレスから解放されます。感情的にならず、冷静に交渉を進められます。

書類作成のサポート

離婚協議書や調停申立書など、複雑な書類作成を代行します。

早期解決への貢献

経験豊富な弁護士が介入することで、スムーズな解決が期待できます。